

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十三年十一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十三年十一月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 K E N T O

三 代表者の氏名

児島 早苗

四 主たる事務所の所在地

奈良市西千代ヶ丘三丁目二六番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、交通事故被害者・家族に対して、事故後に遭遇するさまざまな事後処理に関する不可欠な情報を提供する事業、凄惨な状況の中でもなすべきことに自らが気づき、また行動することを通して立ち直れるよう促し、周囲の協力を得る重要性を認識させるよう支援する事業、及び一般社会と交通事故被害者間の交流をはかり、被害者が置かれる現状への認識育成に関する事業等を行うことにより相互の協力と理解を促し、国家的問題である交通事故犠牲の抑止を計り、裁判傍聴参加を呼びかけ、法治国家の一員としての基本的社会教育の推進に寄与することを目的とする。